

議案第14号

勝山市議会議員定数条例の一部改正について

勝山市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月23日提出

勝山市議会議員

松山信裕

帰山寿憲

丸山忠男

下道恵子

近藤栄紀

下牧一郎

吉田清隆

竹内和順

高間清一

富士根信子

安岡孝一

松本聖司郎

提案理由

勝山市内外の社会経済情勢等を勘案し、議員数を14名としたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会議員定数条例の一部を改正する条例

勝山市議会議員定数条例(平成12年勝山市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
勝山市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により <u>16人</u> とする。	勝山市議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により <u>14人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。